

## 「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」について

米国の「外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act 以下「FATCA（ファトカ）」といいます。）および「国際的な税務コンプライアンスの向上およびFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力および理解に関する声明」により、当組合では、平成26年7月1日からお取引時にお客様が米国税法上の納税義務者などに該当されるか否かをご確認させていただくこととなりました。

ご確認させていただいた結果、米国税法上の納税義務者など一定の報告対象に該当された場合には、開設いただいた口座に関する情報を米国内国歳入庁に報告させていただくこととなります。

なにとぞご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 1 お客さまへのご確認が必要となる場合

- (1) 預金等の口座を開設される場合
- (2) 届出事項の変更等により、お客様が米国税法上の納税義務者などに該当される可能性が生じた場合
- (3) その他

### 2 お客さまへのご確認の方法

当組合所定の書類に必要事項をご記入いただき、お客様が米国税法上の納税義務者に該当されるか否かなどについて、お客様のご申告によりご確認させていただきます。（一部のお客様については、書類の記入を省略させていただくことがあります。）

### 3 米国税法上の納税義務者等の報告対象に該当される場合

ご確認の結果、お客さまが米国税法上の納税義務者など一定の報告対象に該当される場合には、米国納税者番号等をご申告いただき、お客さまの口座に関する情報などを当組合から米国内国歳入庁へ報告させていただくことについて、ご同意いただくこととなります。（ご同意いただけない場合には、お取引をお断りさせていただくことがあります。）

詳しくは窓口またはフリーダイヤルまでお問い合わせください。

お問い合わせ先	広島県信用組合 業務部
フリーダイヤル	0120-745-530
E-Mail アドレス	info@hiroshima-kenshin.co.jp
受付時間	平日 9:00~17:00（金融機関休業日はご利用できません）

